Een volkverzekering voor studie en vormung in plaats van kinderbijslag, Sociaal Maandblad Arbeid, No. 4, 1972, pp. 263 – 276 ; No. 60, '72/73.

疾病と傷害を減少させる経済的な方策

A. Enceva and M. Kalapciova（ブルガリア）

本稿には，ブルガリア人の筆者が社会保障について論述しており，疾病と傷害の発生率が極端に高い企業に，罰則を適用する意図をもつこの国の手段が示されている。

ブルガリアの社会保障にかんする法律は特殊な規定を含んでおり，その規定は疾病の発生率上昇が与える望ましくない結果，および産業災害と職業病の件数について，使用者に責任を負わせている。この件にかんする第1番目の手段は労働法典で，その法典により，企業は雇用傷害による一時的労働不能について支払われた金額を，疾病保険の保険者に払い戻すよう要求されている。

疾病の偶発的な事故にみうけられる望ましくない傾向は，産業保健の特殊な手段を要求することになった。過去の経験は，企業が健康保護に関心を抱いた場合においてのみ，改善を期待することができるということを示していた。疾病による欠勤が人的資源の均衡と生産計画の達成を損なうので，経営者は疾病の発生率低下に関心をもつべきである。これらの検討は，事実上の疾病発生率が計画によって認められた比率を超過する場合に，疾病給付について支払われた金額を企業に払い戻させる閣議決定を採用させることになった。疾病の発生率にかんする計画された基準は，毎年各地方の労働組合組織によって算定される。計画されたその基準は従業員1人当りの疾病休暇について，許容される日数を決める。企業の払い戻す金額は，各企業の基金から支払われる。この方法は被保険者が100人以上の企業に適用される。

この方法の目的は，経営者が労働条件と生活環境の改善を通じて，疾病の発生率を引下げる経済的な刺戟を増大することであり，また，労働者の健康を改善し，かつ計画された疾病休暇日数を超過することのないように企図している。それは数年間実施されており，確実な成果を生み出してきた。多数の企業の経営者は労働条件の改善に確かに気を使っている。かれらは労働環境と生活環境，衛生施設，労働者の住宅と宿舎，保健施設とレクリェーション施設の改善を実施してきた。これらすべての手段は1970年と1971年に疾病の発生率を改善し，かつ安定的な状態とした。成功をもたらすある重要な条件は，容認された疾病休暇の日数について計画された日数を正しく決定することである。

他の経済的な方策は雇用傷害率の低下をもたらした。各企業の指導的な職員たちは，死亡もしくは廃疾という結果を招く雇用傷害について，また，衛生と安全の不適切さから生ずる雇用傷害件数の増加に対して，責任を負っている。そのような場合に，かれらは俸給カットという事態に直面する。俸給から減額された金は，企業の拡張と技術改善に対して使途を決められた基金に移される。

この方法の普及後には，重大な雇用傷害の発生件数にかなりの減少が記録されている。その成功は安全規則にもとづいて，機械の安全計画と訓練要員を改善するために，企業の管理者が実施した重要な方策によってもたらされた。

しかしながら，各方策に対する他の形による反作用もある。企業の管理者達は企業の指導的な職員に対する罰則を避けるために，雇用傷害を隠そうとしたり，それらの災害を雇用外の性質による災害として記述しようとする。

記述された各手段は確かに欠点をもっているが，しかし，それらの欠点を明らかにし，かつ改正する途を開発するために，研究が行なわれている。他の欠点は，たとえば，積極的な手段により，疾病の発生率低下もしくは雇用傷害件数の減少を達成した企業および管理者や管理職の人びとに対する報酬も与えないで，それらの手段が管理的な性格や刑罰の性格をもっているということである。

Ekonomica opatreni ke snizeni nemoscnosti a urazovosti, Odborar (Czechoslovakia), No. 3, 1972, pp. 28－29 ; No. 110, '72/73.

老齢・遺族保険制度の主要な諸問題

Ernest Kaiser※ （スイス）

本稿では，筆者は1948年から1973年におけるスイス老齢・遺族保険制度（AVS）の発達について，過去に遡って行なった考察を示し，さらに，スイス社会保障の基本的な柱を樹立することにより達成される最終的な社会的目的と関連させて，AVSの将来の予想について概観を示している。この論文は社会的側面と経済的側面の双方で，連邦政府によるAVSの当初に考えられた特徴を強調しようとしている。

過去　年金のもつ社会的急務は3つの基本的な諸問題を提起した。

(a) 年金水準の決定　第2次世界大戦中には，賃金と収入の喪失に対する手当制度は，とくに従業員が4％を支払う拠出によって財源を調達された。4％の拠出による財源調達は基本的なAVS給付の失敗をもたらす発端となり，その財源調達は25年も続いていた。1948年と同様に1972年には，平均賃金に対応させた単身者の老齢年金は，平均賃金の25％に相当していた。これらは基本的な給付だけであるが，それらの年金は拠出をなんら引上げることなく，賃金とともに増加してきた。

(b) 年金の構造　年金は社会的な基本原則にもとづいて計算され，かつある3者の連帯性を基盤としている。

世代間の連帯性　1948年以後，年金は拠出年数について要求された条件を満たしていないすべての人びとに支払われた。

異なった所得グループ間の連帯性は，拠出がすべての人びとに対して同一で，拠出がなんらの制限を設けることなくすべての所得から徴収されるので，逓減的な年金額の形に反映されている。現在，最高の年金額は最低額の2倍にすぎない。

単身者と夫婦の間における連帯性では，夫婦が単身者より60％高い年金を受給できることになっている。

(c) 賃金と物価の動きに対する年金の調整　AVSを改正するときには，基本的に先ず実施することは年金の購買力を回復させることであった。

1964年に行なわれた第6回の改正は，AVSと国民経済の間における密接な結びつきに留意していたし，また，とくに年金の調整と資本形成を参照しながら，社会保険の経済的な問題を研究するある専門家委員会の任命を連邦議会に納得させた。

将来　1972年末に，スイスの市民達は老齢・廃疾・遺族保険の諸問題を完全に解決する方法について，憲法にもとづく選択を要請された。それらの選択はある一般的に普及している年金か，あるいは3本の柱をもつ概念かのいずれかであったが，結果的には，後者が選ばれた。3本の柱というのは **AVS**（生存に必要なニーヅのカバー），**企業保険**（被用者が従来の生活水準を維持するのに必要とされる追加的な財源），および**貯蓄**である。これは最終的な目的の